

米国の巨額EV補助金の影響と企業対応策

◆バイデン政権のEV購入支援策に各国が懸念を表明

2022年10月25日、米国バイデン政権は8月に成立したインフレ抑制法（IRA）について、[EUとの間にタスクフォースを設けることを発表](#)した。目的は、IRAに含まれる電気自動車（EV、プラグインハイブリッド車と燃料電池車を含む）の購入支援策における、通商上の懸念事項や対策を協議することである。

IRAは21年11月に下院が承認した「ビルド・バック・ベター法案」が母体であり、その後の議会对策や民主党内調整を経て大幅修正され、8月16日に成立した。15%の最低法人税率の設定や徴税執行強化などで7,380億ドルの歳入を見込み、気候変動対策や医療保険制度改革などで4,990億ドルを拠出する大型財政措置である。名称は「インフレ抑制法」となっているが、実質的には財政再建や気候変動対策が主テーマとなっている。

IRAで、国内外の産業界を揺るがす大問題となっているのが、3,910億ドルの予算規模を持つ気候変動対策のなかの、「EV購入支援策」である。一般論として、EVの普及は温室効果ガスの排出抑制に有効とされるが、高価格がネックとなる。そこで民主党が主導し、一定の要件を満たすEVについては、最大7,500ドルの税額控除を受けられるようになった。一見すると、購入者の費用負担が減ることでEVの販売拡大に寄与し、産業界から大歓迎されそうだが、実態は国内外の自動車業界から懸念表明が相次ぎ、EUや韓国、日本などの政策当局からも制度見直しを求める声が強くなってきている状況だ。

◆各国が懸念を表明する理由は、米国優位な税額控除要件と国際ルール違反

各方面から多くの懸念表明があがっている理由は、税額控除の「要件」にある。端的にいえば「中国部材を除外した北米（米国、カナダ、メキシコ）製EV」を対象としているため、業界団体によれば[現行モデルの70%が対象外になる](#)という。つまり多くの自動車関連企業が、このままでは巨大EV市場である米国で生き残れない可能性があるのだ。さらに北米製のみを優遇するという点で、WTO協定の無差別原則に違反する可能性が高く、各国との貿易紛争の誘因にもなりかねない。

例えば、日本からEVを輸出すると下表の要件①を充足しない。仮に日本企業の米国子会社が最終組み立てを行なっている場合、バッテリー部品の過半が日本製であれば要件③を満たさない。また、バッテリー材料の重要鉱物であるコバルトの精錬を、世界シェア2位のフィンランドで行なっている場合は、米国との間にFTAがないため要件②を満たさないことになる。そして最も厄介な要件が、中国の事業者がバッテリー部材のサプライチェーンに関与していれば、それだけで対象外となる点である。中国はバッテリー部材のサプライチェーンに広く組み込まれており、中国の関与を減らすためには工数や時間がかかる。業界団体からは、要件②や③の対象国を同盟国などへ拡大することも [提言されている](#)。

表) インフレ抑制法 (IRA) で税額控除を受けられるEVの要件

要件①	・車両の最終組み立て地が北米（米国、カナダ、メキシコ）であること
要件②	・バッテリー材料の重要鉱物の調達価格の40%が、米国、または米国と自由貿易協定を締結している国で抽出・処理されているか、北米でリサイクルされていること ・調達価格割合は、2023年以降段階的に引き上げられ、27年以降は80%になる ・中国を含む懸念国の事業者が関与する部品が含まれる場合、24年から税額控除の対象外に →要件①と②を満たせば、最大3,750ドルの税額控除
要件③	・バッテリー用部品の50%が北米で製造されること ・調達価格割合は、2023年以降段階的に引き上げられ、29年以降は100%になる ・中国を含む懸念国の事業者が関与する重要鉱物が含まれる場合、25年から税額控除の対象外に →要件①と③を満たせば、最大3,750ドルの税額控除

出典) 各種資料から筆者作成

◆日本は官民一体となって米国と実務者協議を進めるべき

今回のEV購入支援策の目的は、温室効果ガスの排出を削減することとされるが、実際には電池をめぐる経済安全保障の側面が強い。電池は半導体などとともに、サプライチェーン強靱化策の中核アイテムに位置づけられており、米国を中心とする電池サプライチェーンの構築が今回のEV購入支援策の狙いであろう。極端な中国外しと米国誘致はその証左といえる。これに対し日本は経済産業大臣が懸念を表明し、韓国はWTO協定違反としてWTOへの提訴を検討している。これらは国際通商秩序を保つうえで自然な動きである。ただし日本と韓国は、サプライチェーン強靱化を目的の1つに掲げる [IPEF](#)を米国などと立ち上げたばかりであり、むしろEUと同様に、米国との間で実務者協議を進めていくことが重要と思われる。

日本企業としては、IRAが経済安全保障を重視している点を認識しつつ、自社サプライチェーンが3要件を満たしているか、今後満たせるかを確認しながら、当局とともに、要件緩和のための渉外活動を進めていくべきである。【田中雄作】